

中小企業者持続化補助金（災害支援枠）のご案内

令和6年能登半島地震により被害を受け、
事業再建に取り組む中小企業者の皆様に支援します。

★公募開始：令和6年2月28日（水）～

★申請期間：令和6年3月6日（水）～4月15日（月）

※次回の公募などについては追って公表いたします。

申請要件

1. 対象者要件

石川県内に主たる事業場を有する中小企業者

※ただし、小規模事業者は補助対象外

（国の「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」をご活用ください。）

2. 補助事業計画策定要件

早期の事業再建に向けた計画を策定していること

事業計画は、最寄りの商工会・商工
会議所の確認を受けていること。

補助額・補助率

① 自社の事業用資産に損壊等の**直接的**な被害があった事業者

補助上限額 **200**万円

補助率 **1/2**以内

※一定の要件を満たす事業者のみ、定額補助あり

② 令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の**間接的**な被害があった事業者

補助上限額 **100**万円

補助率 **1/2**以内

補助対象経費

<ISICO HP>

本補助事業の実施に必要な経費

➤ 機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用 等



● 申請は、（公財）石川県産業創出支援機構で受付します。

● 公募要領に記載されている審査項目や注意事項をよく確認の上、事業計画を策定してください。

活用イメージ

- 策定した事業計画に基づいて実施する**事業再建**の取組みに必要な経費が補助対象となります。

事例①

※ 緑字が本補助金の対象経費

- 被災により失った**椅子やテーブル、厨房機器**などを新たに購入するとともに、**店舗改装**と合わせて新しいデザインの**看板**を作成。リニューアルオープンにより、集客向上をはかった。

事例②

- 店舗が入居していた貸しビルが全壊し、自宅の敷地で営業再開。**新商品開発**のほか、**チラシ・フリーペーパー**での宣伝を行い、被災前の売上げまで回復。

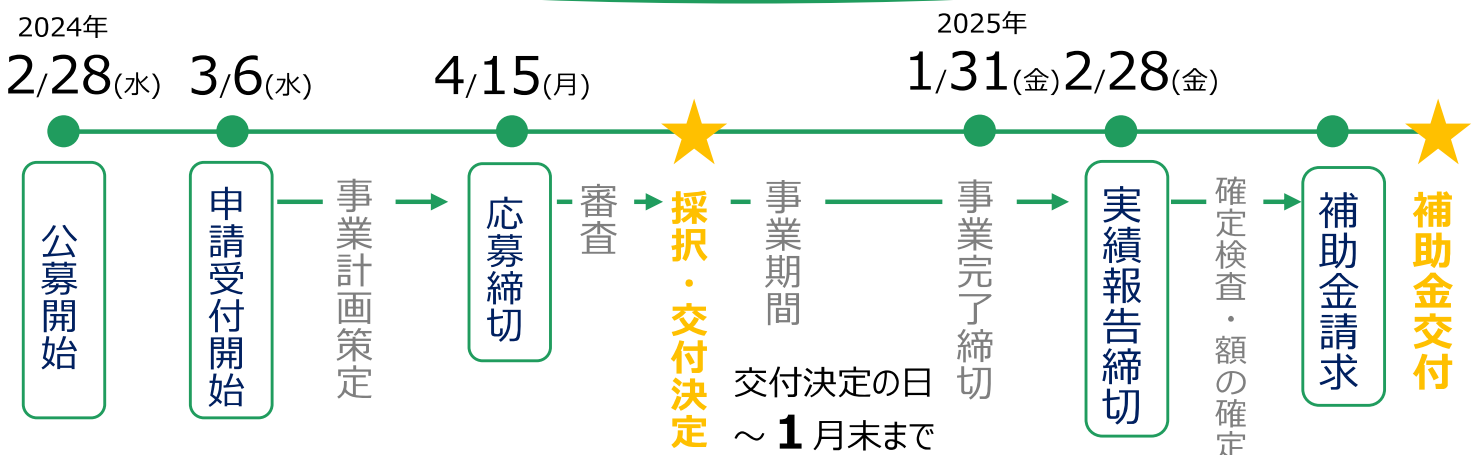
補助対象となる期間の特例

- **特例**として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、**交付決定の前**に行われた事業に要する費用についても、**適正と認められる場合には補助金の対象**となります。

※「**直接被害**」の場合、罹災（被災）証明書、「**間接被害**」の場合、売上げが減少したことが分かる「**認定書**」が必要となります。

(いずれも自治体が発行するもの)

スケジュール(予定)



※ 交付決定前に発注済みや支出済みの経費は、**補助対象外**です。
※ 補助金の支払いは、補助事業期間終了後、**精算払（後払い）**となります。

□ …事業者が行う手続き等

お問い合わせ先

- (公財) 石川県産業創出支援機構 新商品・サービス開発支援課 : 076-267-5551
- 石川県 商工労働部 経営支援課 経営支援グループ : 076-225-1525